

## 重要事項説明書

本書はお客様に屋内無線基地局サービス(以下「本サービス」といいます)の申し込みをいただくにあたり、同封の携帯電話無線基地局設備利用規約(以下「利用規約」といいます)の重要事項についてご説明するものです。十分内容をご熟読・ご理解の上、本サービスをお申し込み下さいますよう、お願い申し上げます。なお、弊社は、弊社 Web サイトに変更後の利用規約及び重要事項説明書を予め掲載し、公表することにより利用規約及び重要事項説明書を変更することがあります。( [https://www.softbank.jp/biz/mobile/network/s\\_base-station/](https://www.softbank.jp/biz/mobile/network/s_base-station/) に掲載しております。) その場合には、本サービスの提供条件は変更後の規定によるものとします。

### 1. 本サービスの利用可能場所

本サービスは、お客様が事業目的で所有、賃借または管理する建物内での利用に限らせていただきます。

### 2. 無線基地局設備の取り扱い

- ① 無線基地局設備は弊社の資産であり、お客様は利用規約の各条項及び弊社の指示に従い、無線基地局設備を適切な方法で使用、管理していただきます。
- ② 本契約が終了した場合は、お客様は無線基地局設備を返却し、撤去工事(※1)に協力していただきます。

### 3. 電波障害あるいは電波改善できない場合の措置

- ① 電波障害が発生した場合またはその恐れがある場合、本サービス利用中であっても、弊社はお客様に事前の通知なく遠隔制御する場合、もしくは入館手続をとった上で設備の機能を停止する場合がございます。
- ② 本サービスは、設置環境等によっては電波状況を改善できない場合がございます。その場合、弊社の判断と責任で遠隔制御による設備の機能停止、もしくは契約を解約し、設備を撤去させていただく場合がございます。

### 4. 電力の利用

本サービスに伴う電力は、お客様にてご提供いただきます。

### 5. 設置機器がフェムトセル機器または小型無線基地局機器の場合のご注意

- ① フェムトセル小型基地局は運用者変更制度の手続きのため、お客様の法人名、住所、連絡先、ご担当者名等を総務省に届出致します。運用者変更制度およびフェムトセル小型基地局の運用については、弊社 Web サイトにて最新の情報をご確認ください。( [https://www.softbank.jp/biz/mobile/network/s\\_base-station/](https://www.softbank.jp/biz/mobile/network/s_base-station/) )
- ② 運用者変更制度の手続きを弊社に頂いていない方、または運用者として登録されても弊社の許可を得ていない方が、電源の ON/OFF や機器の移動など利用規約に定める禁止事項を行った場合、電波法に基づく罰則を受ける場合がございます。
- ③ フェムトセル小型基地局または小型無線基地局経由でのご利用においては、携帯電話通信サービスのうち一部のサービスに差分・制限がございます。
- ④ 4G 通信サービス対応フェムトセル小型基地局は、VoLTE(※2)対応端末およびモバイルデータ通信端末のみ 4G 通信サービスをご利用いただけます。なお、データ通信専用の 4G 通信サービス対応フェムトセル機器を設置する場合は、VoLTE に対応していない端末も、データ通信のみご利用いただけます。但し、平成 27 年 9 月 1 日改定分以前の利用規約に基づいて設置をした設備は除きます。(ソフトウェアバージョンが最新でない VoLTE 対応端末は、4G 通信サービス対応フェムトセル小型基地局経由では 4G 通信サービスをご利用いただけない場合があります。)
- ⑤ 5G 対応端末については、4G 通信サービス対応フェムトセル小型基地局経由での携帯電話通信サービスをご利用いただけない場合があります。(2020 年 4 月以降順次解消予定)
- ⑥ フェムトセル小型基地局または小型無線基地局の故障・障害発生時(※3)等は、携帯電話通信サービス(緊急通報 110 番、118 番、119 番を含む)が利用できない場合がございます。

### 6. 費用が発生する場合

以下の場合、お客様にて費用が発生する場合がございます。

- (a) 機器設置完了後のお客様のご都合による移設(※4)
- (b) 契約違反等により弊社にお申し込みいただいて成立した契約が解除され、設置機器を撤去(※1)する場合。

### 7. サービスを終了する場合

本サービスを終了する場合、弊社が設備機器の撤去(※1)を行います。その場合の費用は6項(b)の場合を除き無償です。但し撤去の2ヶ月前までに弊社への連絡が必要です。

### 8. 損害賠償請求が発生する場合

お客様が設備を滅失・紛失・盗難した場合は、損害賠償請求が発生する場合がございます。但し、地震、洪水、火災等の天災、その他不可抗力等が原因の場合は除きます。

### 9. 反社会的勢力ではないことの表明保証

お客様には、反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、総会屋、その他利用規約第 29 条に定める団体等)でないことを保証していただきます。なお万一反社会的勢力であることが判明した場合、弊社は、成立した契約を解除することができます。

### 10. 設置場所が医療施設の場合

設置場所が医療施設の場合は、お客様は以下の事項に同意したうえでお申込みください。また、お客様が当該施設の管理者(以下「施設管理者」といいます)でない場合は、お客様自らの責任で施設管理者に以下の事項を説明して、施設管理者の同意を得たうえでお申込みください。なお、お客様と施設管理者の間の同意の有無及び内容に関しては、当社ではなくお客様が一切の責任を負うものとします。

- (a) お客様(以下、本項においては施設管理者を含みます)は、当該施設内での携帯電話及びフェムトセル小型基地局または小型無線基地局の電波が医療機器に及ぼすリスクについて「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き(電波環境協議会)」等により理解していること、及び当

該リスクについてはお客様が責任を負い、当社に対しては責任を問わないこと。

- (b) お客様は、当該施設内のフェムトセル小型基地局または小型無線基地局を設置する場所を、自らの責任と判断において指定し、マークや標識で明示するなどの方法により、当該施設内での携帯電話使用可能エリア及び使用禁止エリアを当該施設の関係者及び利用者に周知するほか、当該施設内の携帯電話の使用について責任をもって管理すること。

#### 11. 設置場所が 700MHz 帯携帯電話基地局周辺の家屋・ビル建物の場合

5G 通信サービス対応のパブリックレピータの設置により、受信したテレビ信号を増幅する装置(受信ブースター)を使用して地上デジタル放送を視聴している場合、受信ブースターの動作不良等により放送を正常に視聴できない可能性(テレビ受信障害)があります。

(テレビ受信障害に関するお問い合わせ先は [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/89300.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/89300.html) に掲載しております。)

- |    |   |
|----|---|
| ※1 | 撤去工事は弊社が行い、内容は、弊社設備とその付帯物の撤去となります。状況や条件により設置工事の際に開口工事が必要となる場合が一部ございますが、この場合の開口部に対してはパテ埋め施工を行います。                              |
| ※2 | VoLTE とは LTE による音声通話のことです。  |
| ※3 | フェムトセル機器または小型無線基地局機器の赤ランプが点灯・点滅・消灯等致します。  |
| ※4 | 移設とは、一度設置した弊社機器を他の場所に移して利用することをいいます。但し、移設の範囲は同一建物の同一フロア内であって、かつ弊社が移設可能と判断した場合に限らせていただきます。移設をご要望される場合、弊社に対して 2 ヶ月前までにご連絡が必要です。 |

(2022 年 10 月 1 日改定)